
第4回 飯南町議会定例会会議録 (第2日)

令和2年9月11日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和2年9月11日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	早 樋 徹 雄	2番	小 野 寛
3番	伊 藤 好 晴	4番	瀧 尻 行 雄
5番	門 眞 一 郎	6番	熊 谷 兼 樹
7番	内 藤 眞 一	8番	高 橋 英 次
9番	景 山 登美男	10番	安 部 丘

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木ゆかり 書記 信藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 碕 英 樹	副 町 長	塚 原 隆 昭
教 育 長	矢 飼 齊	教 育 次 長	永 井 あ け み
総 務 課 長	大 谷 哲 也	地 域 振 興 課 長	長 島 淳 二
企 画 財 政 課	那 須 忠 巳	住 民 課 長	藤 原 清 伸
産 業 振 興 課 長	森 山 篤	保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵
建 設 課 長	那 須 和 博	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
基 幹 支 所 長	和 田 眞 一	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	門 脇 貴 子
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議場は新型コロナウイルス感染症対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。

はじめに、7番、内藤眞一君。

○7番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君。

○7番（内藤 眞一） はい。

おはようございます。残暑の厳しい毎日が続いていたかと思うと、台風襲来。熱中症と台風接近の気象情報が毎日報道される昨今ですが、刈り取りの時期を迎え関係の皆さま方には心配の日々かと思えます。

加えて、新型コロナウイルスの報道。飯南町では町民の皆さま様方の心がけと努力のおかげで1件の感染もなく、大変うれしいことだと思っております。

また、先々週の新聞報道及び8日の町長行政報告では、今限りで勇退とありました。その業績は5期、飯南町で4期にもなる長期在任で私たち町民のために尽くしていただいたことは、言うまでもありません。

例えば、新町誕生、新庁舎の建設・設置、各交流センター設置等々、また、社会福祉をはじめとする各種の福祉政策、特に新生児補助から始まり、保育料無料化中学生以下の医療費無料化等と、産業面では、日本一の大しめ縄の町をアピールしながら、従来からの農業生産物に加えてリースハウス団地制度・新規就農者支援等と森林セラピーの観光集客等、数え上げたらその功績はきりがありません。残念ながら日の目を見なかった誘致企業もありますが、時それぞれに真摯に対応されました。

最後は目に見えない新型コロナウイルスの対応です。現在も猛威を振るう新型コロナウイルス対応については、町内及び県各市町村に先駆けたマスク配布に始まり、各種の応援補助金、元気券等々は、他市町村の住民からうらやましいと言われたほどでした。その功績には深く敬意を表するとともに、長期にわたる行政手腕に頭の下がる思いです。

町民の1人として、感謝申し上げる次第です。

しかしまだ9月です。今年度もまだ半分が過ぎただけですし、町長の任期もまだ4ヶ月以上あります。在任にあたり心残りがあってはいけないので、今日は次の2点について町長のお考えを伺います。

まずはじめに、飯南町森林資源活用林業魅力化プロジェクトについて伺います。この事業は平成30年度から5年計画でスタートした事業で、今年度は3年目です。地域商社と通じた林業6次産業化事業は、町産材の利用促進、素材生産体制構築、林業魅力化に係る人材育成・人材確保・人口拡大等々の計画のもとにスタートしたこの事業ですが、現在どこまで展開できているのか伺いたと思います。

今年度は1,800万円余の事業費が計上されています。過去2年も同程度の予算が計上されてきました。今後も同程度の予算が計上されるのであれば、約1億円。残り2年になって、何が見えたのでしょうか。

森林を守ることは大切なことです。しかし、何も姿、形、結果が見えない状況では、本当に大丈夫かと考えます。これなら、地域で個人の森林を守っていただいている方の下刈り補助にでも活用いただく方がもっと有効かと思ったのです。

しかし、計画にあるように森林資源活用で商品開発、雇用拡大はもちろん、森林魅力化に係る人材育成もありました。

去る8月20日の山陰中央新報に、林業後継者育成を目標に、鳥取県日南町では、全国初の町立林業学校を3年前に設立。当初は募集定員10名に、1、2年目は7名の入学で定員に満たなかったのが、今期は2倍の応募で入学定員を増やす方向で検討中とか。若者の田園回帰志向は急増しているとの記事が載っていました。

また8月24日には、地域おこし協力隊として益田市に移住した京都出身の女性が、「女性でもできる力を使わない林業の形がある」と、水にこの良さを見つめ直すことから始めた林業でNPO法人を立ち上げ「山林資材の活用から、山林管理、担い手育成も手掛ける」とありました。いろいろと知恵はあるようです。

当町には、島根県中山間地域研究センターもありますし、「若者の田園回帰志向」は募集定員に満たない飯南高校の1つの方向として参考にもなろうかと考えますが、今日は高校の話ではありません。

委託先の「トビムシ」の考え方もあろうと思いますが、「飯南町森林資源活用林業魅力化プロジェクト」の成果が出るよう、きちんとした方向を示していただきたく思い質問しました。町長のお考えを伺いたと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

おはようございます。7番議員からご質問をいただきました。

ご質問の答弁に入ります前に、ああして議員から触れていただきましたので、改めて申し上げさせていただきますけども、私は先日、今期をもって、退任することを表明させていただいてところでございます。それにつきまして、ただ今は、議員から一つ一つの事柄もあげていただきまして、これまでのことに対しまして、ほんとにありがたい言葉をいただいたわけで恐縮しておるところでございます、もとよりこうしたことにつきましては、議員の皆さま方のご指導いただき、そしてまた、町民の皆さま方の協力を仰ぎ、そして職員共々一緒になって力を合わせて一つ一つの事業を推進してきたところでございまして、ほんとに恐縮しております。ありがとうございます。

そして、ご指摘のとおりでございます、まだ私、残された期間があるわけでございますので、残す期間、全力でもって努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、このご質問いただきました、この林業魅力化プロジェクト事業。これもしかりでございます、思いもよらなかった「新型コロナウイルス」によりまして、事業などの取り組みに大きな影響を受けまして、進捗の遅れが生じているところでございまして、本当に申し訳なく、私といたしましても大変残念でございます、先日の行政報告におきましては、この申し訳なさ、あるいは残念さというのがこうして高ぶりまして、思わず涙してしまいました。ほんとにお恥ずかしく思っております、お許しいただきたいと思っております。

それではご質問いただきました、飯南町森林資源活用林業魅力化プロジェクトについて、お答えをさせていただきます。

本プロジェクトにつきましては、本町の全面積の9割を占める森林資源をどうしたら活かせるか。また、林業が確かな産業として成り立つよう、伐期を迎えた山林資源、これをいかにお金を変えていくのか。そして、このことに携わる人材をいかに、育成・確保していくのか。

こうしたことを、課題、目的といたしまして、5か年計画でスタートし、今年で3年目となっております。

この5か年計画の主な事業内容でございますけども、初年度、平成30年度には、本取り組みの基本設計、そして事業推進の委員会を設立する。

2年目の令和元年度には、県内、並びに本町など地域の実態調査、林業関係者などへの企業ヒアリング。

そして3年目の本年度でございますけども、この本プロジェクトを担う地域商社の設立を目指す。4年目の来年度は、その地域商社を運営をし、5年目の最終年には、「自立できる地域商社」として確立をしようと、こうしたことでございまして、この計画をもとに事業展開を行っているところでございます。

そして、この5か年間の総事業費は9,300万円としております。まさに飯南町としてのソフト事業、多額なですね、これまでにない事業費をもってあたろうとしておるわけでございますけども、この財源でございますけども、この2分の1につきましては、あ

あして内閣府の地方創生推進交付金、これ国の交付金でございますけども、これを充てる。これ決まっております。そして、残りの2分の1につきましては、ふるさと応援基金でもってこれの財源を賄っていると、賄おうという組み立てをしておるところでございます。

ご質問にございました、まずこれまで2年間の展開でございますけども、あして先ほど申し上げましたスケジュールより少し前倒ししておりますけども、初年度の平成30年度には、あして110か所に及びます事業所を訪問いたしまして、本町における林業の実態や、島根県の実態というのも関連してありますけども、そうした実態。そして、各産業間の連携状況などを調査をいたしました。

2年目の昨年度は、人材育成といたしまして、飯南高校や農林大学校林業科の生徒たちと協働いたしまして、生命地域ラボと称しておりますけども、森林プロジェクト「お宮再建実行委員会・魂」を立ち上げ、林業や木材加工について学びの場と地域貢献の機会を得るなどいたしまして、若者の関心を高めることに繋げております。

また、里山資本主義で著名な、藻谷浩介（もたに こうすけ）氏を招いての講演会、そして建築デザイナーの塚本由晴（つかもと よしはる）氏を招いての本町の似合ったデザイン住宅の設計、そしてまた、島根県大阪事務所と大阪における木材流通について協議するなど、販路の開拓にも力を注いだところでございます。

また、初年度の調査結果をもとに、本町においての強い部分と、弱い部分を整理をいたしまして、特に、弱い部分、すなわち課題につきまして、どのように強化をして本町の森林資源を活かすのかを分析・研究してきたところでございます。

その課題とは、1、デザイン力の不足、2、各産業間での連携不足、3、情報発信力の不足、と分析をいたしまして、3年目の本年度においては、この課題解決に向けた「地域商社の設立」を具体化することとしておりました。

が、冒頭申し上げましたように、このコロナ禍において、委託先である「株式会社トビムシ」さんの本拠地が、これ東京都でございまして、こうしたことから移動ができずに、現在 Web 会議などで情報交換、あるいは事業の進捗を行っているところでございまして、率直に取り組みが滞っている状況にあるわけでございます。

こうした遅れは生じておりますが、今後、地域商社の設立に向け、核となる企業や人材の確保の組み立てに注力をしていかななくてはならないというふうに思っております。

また、ご紹介されました、新聞記事もしかりでございますけども、近年、林業に関する記事は見る機会が多くなってきていると私も感じております。

本プロジェクトも新聞に取り上げていただきまして、先ほど触れました、人材育成としての、お宮再建実行委員会・魂の、この「お宮再建プロジェクト」、そしてまた、これ山陰中央新報さんでございまして、毎週月曜に掲載されます「ニュースの人」でこの取り組みが評価をされまして、会長であります佐藤君が紹介もされておりました。

また、島根県中山間研究センターと農林大学校が連携をされまして、人気お笑いコンビ「かまいたち」さんを起用した林業の魅力を発信するなど、近くにこうした県の施設もあることが事業化に向けては、大いに追い風になると思っております。

現在においては、木が持つ本来の温かみなどが再認識をされておりました、木造の建物が注目されているように、本プロジェクトは、今がまさに旬となっております、町産材の利活用に主眼を置き、各産業、施設がうまく連携し、経済が循環する仕組みを「地域商社」が担っていくこととしておるわけでございます。

この2年間においては、調査・現状分析・研究が主たるものでございまして、大きな動きはなかなか目につかなかったかもしれませんが、引き続き、東部農林振興センターや、中山間地域研究センター、そして飯石森林組合などで構成をし、副町長をトップといたしております森林資源活用林業魅力化プロジェクト検討委員会におきましても検討を加えながら、計画に沿いまして、もとより簡単なことではありませんが、成果が表れるように、知恵を絞り、推進をしてまいりたいというふうに思っております。

○7番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問を許します。

○7番（内藤 眞一） 7番。

お答えをいただきました。実行しつつあるということなものですから、一つ姿が見えるように、見えなきゃなんにもならないものですから、そこらへんは一つ、町長の在任中にもうひと押ししていただくことをお願いをしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、防災士の活動・活躍について伺います。いつも防災の質問をさせていただきますが、今回は防災士の活動について伺いたく思います。

防災士は「NPO法人日本防災士機構」が、講習等をして防災の意識、知識、技能を持っている人を認定する民間資格です。飯南町には30余名の防災士がおいでになります。

今年も町が10名分の養成費を計上しています。町からお願いをされて、資格を取られた方、業務上この資格を持っていることが好ましい方、個人的に思いがあって資格を取られた方等々いろいろあろうかと思えます。

この防災士とは、一般の社団法人経済団体連合会が阪神淡路大震災後に、民間パワーの必要性を感じ、経団連が主導し「自助・共助・協働」を原則として、地域の防災リーダーを育成し、自然災害時に個人、民間、公的機関と力を合わせ、災害の被害を最小限に食い止める「減災」の力になってもらおうという目的で設立された組織ですが、その活動は自主的なボランティア活動なので収入になるわけではありません。

聞けば、資格取得のためには講習会、認定試験、実技講習、資格証申請等々に約6万円程度のお金が必要なようです。町は資格取得に養成事業費として、約38万円余りの予算計上をし資格取得に必要な経費は支援しているようです。

資格取得後は、固定給でもあれば別ですが、町はそこまで計画していません。どこまでの仕事というか業務をお願いしているのですか。

最初に言ったとおり、ボランティアで働いていただけるのが現状のようですから、都合のいい時だけお願いをして、あとは知らん顔とまでは言いませんが、このままではいけないのではと思っていた矢先、8月25日でしたが、初めての「飯南町防災士連絡会」が開かれたようです。

その連絡会の目的はどのようなものだったのでしょうか。

またどこまでの仕事というか、業務をお願いしているのでしょうか。

初期の目的はボランティアで働くと言いながら、資格取得が必要だとは都合のいい組織だと感じております。

必要があって、要請した時の費用弁償・業務を伴う時の日当は当然ですが、せめて組織の活動等、意見交換が自主的にできるよう、担当課において費用計上は必要ではないかと思えます。

初めての連絡会ができたわけですから、せっかくの資格が災害時に活動をいただけ、活躍しやすいように協力支援をしていただきたいと思います。

町長の意見を伺いたく思います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

引き続き、防災士の活動活躍についてということでご質問いただきました。

まず、防災士についてでございますけれども、防災士とは、今、議員からご紹介いただきましたとおりでございます。さらに申し上げます、その基本理念として自助「自分の命は自分で守る」、共助「地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ」、協働「町民・企業・自治体・防災機関が協力して活動する」というふうにされております。

本町の防災士養成事業につきましては、平成29年度から防災士の養成に取り組みまして、防災士養成講座を受講され資格を取得された方が32名、現在おられます。また、別に自主的に防災士の資格を取得された方、これ町内の郵便局長さんなどがございますけれども、6名がおられまして、現在、本町には38名の防災士が登録をされているということがございます。

そして、地区別では赤名地区が8名、来島地区が10名、谷地区が4名、頓原地区が11名、志々地区が5名となっております。公民館単位の育成も徐々に進んでおります。

このように、これまで本町では防災士の養成を進めてまいりましたが、大切なのは防災士の皆さまの力を、いかにして防災に活かしてゆくかということでございまして、現在、概ね各地区に防災士が誕生いたしましたことから、先月、8月25日に「飯南町防災士連絡会」を立ち上げたところでございます。

議員からは「飯南町防災士連絡会の目的は」また「防災士にどこまでの業務をお願いしているのか」とのご質問でございますけれども、目的といたしましては、防災士を中心とした自主防災組織の充実強化を目的として設置したものでございまして、この連絡会の中でも「防災士の役割を明確にして取り組みを進めて行こうではないか」とのご意見もいただいているところでございまして、今後の防災士連絡会の具体的な計画といたしまして、1、引き続き、計画的な防災士の養成に努め、地区ごとの防災士を増やすこと。2、防災士の資質向上のための研修会を開催すること。3、地域の実情に合った避難行動などを検討すること。4、令和3年6月に予定している「飯南町防災訓練」の内容を防災士の立場からも検討をするということでございまして、こうしたことに取り組むこととなりまして、私も力強く感じておりますし、大いに期待もさせていただいているところでございます。

また、「費用弁償や活動費の経費計上を」とのことでございますけれども、先ほど述べましたように防災士の皆さまは、地域防災力の向上のために、自助、共助、協働の精神で活動をされます。私といたしましては、その精神からいたしますと費用弁償・日当というのは少し違和感を感じるところでございます。

しかし、ご指摘のとおり、防災士資質向上のための研修会の経費、あるいは自主防災組織育成に対する支援については必要だと、ご指摘のとおり考えるところでございまして、本年度予算措置もしているところでございます。

議員からもございましたように、こうして防災士連絡会が発足した今、貴重な防災士の皆さんの力が災害時に活かせるように、防災士連絡会と連携をしながら、これらの制度を活用いたしまして地域防災力の向上に努め、より一層、安全安心なまちづくりにつなげてまいりたいというふうに考えております。

また、防災士の皆さま方にもお願いをするところでございます。

なお、この機会にご紹介させていただきますけれども、今年度の日本防災士機構による防災士資格取得の講座でございますけれども、ああして、このコロナウイルスの影響で延期になっておりまして、今聞いておりますのは、2月にですね、開催の予定ということでございまして、この開催の運びとなりましたら、またご案内もいたしますので、町民の皆さま方、多くの皆さまに受講していただきまして、また資格取得をしていただきませうようお願いもさせていただくところでございます。以上でございます。

○7番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君。

○7番（内藤 眞一） はい。

これで終わりますが、質問ではありません。どうも私の認識と町長のお答えと若干ずれがあるようでございますので、それはまた次回質問させていただくということで、これで終わります。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問が終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

3番、伊藤好晴君

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。通告に基づきまして、質問2項目いたします。

先ほど同僚議員から山碓町長のこれまでの実績について、コメントがございましたが、まだもう1回町長と議論する機会がございますので、私はその時に譲りたいと思っております。

最初の質問は、新型コロナウイルスについてでございます。中国で新型コロナウイルス感染症が発生してから、まもなく1年を迎えます。本町内での感染は発生していませんが、全国で9月10日、昨日夜遅くの統計だったですけども、74,043人が感染したそうです。死亡者は1,419人。重症患者は198人と報告されておりました。今朝のNHKの報道とですね、感染者が70人ばかり違いますけれども、どこかで間違っただかなあ、と思って。これインターネットで検索した数字で、昨晚の11時59分現在の数字だということだったです。

県内でもご承知のようにクラスターが発生しまして、137人の感染をみております。町内での発生をみないのは、ひとえに住民のみなさんの注意と警戒、町当局の感染防止の取り組みによるもので、感謝に堪えません。今後もウイズコロナということで、新型コロナウイルスとの付き合いが続いていくものと思っておりますが、油断することなく注意と警戒を続けていく必要がございます。

質問に入る前に、先に実施された全国民に一律10万円を給付する「特別定額給付金」事業におきまして、本町では予定されていたすべての方への給付が完了した旨の報告が先の全員協議会でございました。本町以外で100%給付したのは、知夫村ということで聞いております。全町民から申請をしてもらうということには並々ならぬ努力があったものと推察され、大いに評価をしております。

制度が申請主義を取っている場合に、完璧に支援を終えると言うことは、大変な努力が必要と考えております。現在進行している生活支援の制度もすべて本人に申請をってもらう形を取っております。

内容としては、生活福祉資金の特例貸し付けである緊急小口資金、総合支援資金や、住居確保給付事業、生活保護の事業、国保料や介護保険料の減免等がございます。いくつかの制度について調べてみましたが、制度を利用している人が非常に少ないのが現状だと思います。私が知り得たところでは、生活福祉資金の特例貸付制度である緊急小口資金・総合支援資金の貸付決定が3件、金額にして160万円ほどでした。国保料の減免制度の利用は4件の相談があり、減免が決定したのは2件というふうに聞いており

ます。そのほかの事業につきましては、到達点がわかりませんでした。

生活福祉資金の特例制度の受付は、社会福祉協議会になっておりますが、それ以外は地方自治体が窓口になっております。最初に、これらの制度の利用者数についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

3番議員よりご質問いただきました、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますけれども、最初にこの感染症対策におけます生活支援に関する現状等についてのご質問いただきました。

はじめに言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症拡大により日常生活が大きく様変わりを致しております。全国では仕事を失ったり、休業せざるを得ない状況で生活に困窮する世帯もあると聞いております。胸が痛むところでございます。そのような世帯への支援といたしまして、議員が述べられましたような様々な制度や支援があるわけでございます、本町の利用状況についてのお尋ねでございました。

一部議員自らおっしゃったようなこともあるということでございますけれども、重なりますが申し上げます。

まず、生活福祉資金の特例貸付といたしまして、緊急小口資金と総合支援資金がございました。これにつきまして、相談が3件、申請が2件でございます。これいずれも二つの資金、重複をして利用されております。近々もう1件の申請もありそうな状況というふうに聞いております。また、この申請は、社会福祉協議会となっておりますので、福祉事務所も一緒に相談、支援を致しまして、そしてまた情報交換をしつつ、取り組んでいるところでございます。

それから住居確保給付金制度でございますけれども、相談が1件ありましたが、収入の目途がつかまして申請の必要はなくなったということでございます。

生活保護制度につきましては、新規の相談や申請はあっておりません。

そして次に社会保険料等についてでございますけれども、国民健康保険料。これ減免させていただいたのが2件で、相談支援中が2件でございます。そして介護保険料や後期高齢者医療保険料については、相談や申請はあっておりません。その他納税関係で個人の相談が1件、法人町民税の猶予1事業所があっております。

状況につきましては、そういうことでございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、失礼しました、もとい。

3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

答弁、ありがとうございます。おおよそ私が調べた内容と同じだと思っております。その数ですけれども、本町の総世帯数は9月1日現在で2,053戸とホームページには記載されております。この生活福祉資金の特例貸付制度がですね、利用が0.09%になります。これ、非常に低いわけであります。

それから国保の減免制度を相談した4世帯、国保の加入世帯644世帯でありますから、0.62%ということになります。そういうことから何らかの行動を取られた被保険者の数は極めて少ないと私は思っております。この利用率の低さをですね、見た時にですね、一番大きいのが周知が不足してるんじゃないか、私、どういうふうな周知をされたのか、ちょっと聞きたいと思えます。

ちなみに、生活福祉資金の特例制度につきましては、先ほど申されたように社会福祉協議会が窓口になっておりますが、チラシは出来ておりました。これ、確認しました。

ところがこのチラシがですね、配布が限定的になっておりましてですね、全世帯に届くということになってない訳です。ですからこういう貸付制度があるということ、ご存じない町民の方、沢山おられると思っております。そういうことがですね、町がやっております先ほど申しましたですね、制度につきまして周知がどのようになっておったかを聞きたいわけです。

国保の場合聞きましたけれども、減免制度があります、というのは保険料改定通知書が来ますよね、その時に封筒に紙が一枚、同封されていたそうですけれども私はそれ気がつきませんでした。ですからもうちょっとですね、目立つ格好の周知が必要とも考えております。ですから今まで行われた町の周知について、改めてですねどういふ方法で通知されたのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

こうした様々な制度のですね、周知ということでのご質問いただきました。先ほど議員からですね、これはお褒めいただいたわけですが10万円給付については100パーセントということで、本当町職員もですね担当課のみならず、本当に職員一体となつてですね、せっかくの制度、また10万円ということで、並々ならぬ努力をしてくれまして、こうしてお配りすることが出来たということでございまして。今からお答えしますし、また議員からもそういった指摘のことはまだまだ足りないということで受け止めますけれども、基本的に飯南町の姿勢といたしましてですね、この町の小さいことを利点として、本当に一人一人の住民の皆様方の顔が見える、姿が見えるということで、基本的にはそうしたこちらからのいろいろ気を配りながら、こうした社会福祉の関係につきましてはですね、本当に住民の皆様方の身近な相談相手としてなつていただいております民生児童委員の皆さん、本当に目を配っていただいております。

今回こうしたことの制度につきましてもですね、こうした制度や支援のお知らせ、そしてまた相談があればここへ行けばいいよ、ということをごすね民生児童委員の皆さん方にも努めていただいている、ご努力をいただいております。

そしてまた、町といたしましては、広報6月号と7月号への掲載、そしてまたホームページでもお知らせをしているところがございます。ただ、このホームページというのは若い人が中心となりましてね、それから今、町内にあるネットも40パーセントぐらい今加入していただいておりますので、大きなあれではないとは思いますが、そうしたところでございまして、発信しておるということでございます。

そしてまた、これは議員から今ご指摘いただきましたけれども、目につかなかったということでございますけれども、国保や後期高齢者医療保険の保険証の更新の際に、このチラシを同封しておるところでございます。更に商工会で発行されます「商工会かわら版」にも掲載をしていただいたほか、これも行き渡っていないのご指摘をいただきました社会福祉協議会におかれましては、このコロナ関連に関わらずあつて平素から随時相談の受付やパンフレット配布を行っておられるということでございます。今の周知につきましては、こうした形でございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい、失礼しました。

先ほどの国保の周知は、国保料の改定でなくて保険証交付の時のチラシだったですね。大変失礼しました。別に私は町職員が怠慢とかですね、社協の活動が悪いとか、そうではないんです。やっぱり気が付かないけれども、なかなかその周知が出来ていない面があるということが、指摘したかった訳でございます。私、今考えていますけれども制度が導入されてから時間がかかり経過しておりますけれども、今の段階からでも少しでも困っている人を（聞き取り不能）する為に行動を起こすべきと思っております。私は今取り上げている事業が全てではないと思っておりますけれども、次のこと4つ挙げますけれども直ちに行っていただきたい、と思っております。

1つは、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険料の減免や徴収猶予について、もう一度わかりやすい形で周知・徹底すること。

2つ目に生活福祉資金の特例貸し付け、住居確保給付金制度について周知・徹底を図ること。これは、先ほどからも申しますけれども生活福祉資金の特例貸し付けの受付窓口が社会福祉協議会になっておりますために組織を超えた連携が求められます。

3つ目に生活困窮者を早期に支援するために、連携体制を強化すること。これは、生活困窮者自立支援制度と国保・後期高齢者医療制度など、関係部署の連携強化が必要と思っております。

4つ目に、このことについては、本町ではすでに実施されておると思いますが、生活保護であります。申請意思を確認した上で、生活保護の要否判定に直接必要な情報の

みを聴取するとし、速やかな保護決定を求める「厚生労働省の4月7日事務連絡、これを遵守して進めていき、申請者の申権を、申請権を侵害するようなことが無いようにすること。

この4つであります、この考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

今周知等そしてまた事務手続きと言いますか、事務の遂行について四つの点を挙げてご質問いただきました。これについてお答えします。

この中で議員もおっしゃいましたようにですね、今の関係部署との連携、組織を越えたその取り組みということをおっしゃいました。本当にこれ大切なことだと思っております、これまでも相談された窓口では、広く様々な想定をしながら対応すること、あるいは情報交換が必要ということで、そうしたことでですね、進めとるわけでございます、こうしたことから致しましても生活困窮の窓口を持つ福祉事務所では社会福祉協議会と連携を致しまして一緒に相談に乗るなどの対応もしております、今後更に住民に寄り添う役割を目指して参ります。

そうした時にですね、今保健福祉センターにおきましては、妊娠期からの子育て、包括支援センターをですね、10月に開所をしよう、ということでおります。これまでも少し全協などで考え方を申し述べてきておりますけども、正に今のような事柄も含めましてですね、何か困ったことがあれば保健福祉センターへ来てくださいと。そこで誰でもいいですから言ってもらえばですね、いわゆる今風に言えばワンストップサービスでしっかりと相談をさせていただきます、という体制を今、正に10月から仕上がりと言いますか、仕組みが出来るわけでございます、いわゆる妊娠期から高齢期に至る全世代の相談窓口としての保健福祉センターの機能強化を進めることが出来るということでございます。

ただいま申し上げましたように、こうしたご質問をいただいたことも広報、周知の一端だと思っております。重ねて申し上げますけども住民の皆さん方が何でもようございます、ようございますはおかしいですね、何でも困ったことがあれば、まずは保健福祉センターに行って、かくかくしかじかだということをですね、どの職員でもいいので捕まえていただいて、言っただければしっかりと相談をさせていただきます、出来るだけの支援を申し上げるということにやっていきたいと思っております。

で、申し訳ありません。今4つのご質問をいただきました。一つ一つについて、ちょっと事務的なところも含めましてですね、しっかりと検討を致しますが、基本といたしましては、更に周知に努めると、或いはまた生活保護につきましては、技術的なこともございますので、今どういう（聞き取り不能）が対応を、しっかりとしておると信じてお

りますけども、足らざるところがあればですね、しっかりと議員ご指摘の通りの考え方でもって、やっていかななくてはならないとは思っていますので、個別についての取組みについては、すみません、控えさせていただきますけども、そうした姿勢で臨んでまいります、という決意の答弁とさせていただきます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい、答弁いただきまして、喜んでおりますが、だいたい私が思った答弁をいただきましてですね、個別のことは又足らざることがあればですね、福祉事務所へですね進言をしていきたいな、と思っております。

私、今、町長の答弁を聞いておりまして、ずっと思ったのはですね、あのう、町としての対応というのは、やろうという意識はありますけども、なかなか痒いところまで手がいっていないとかいうことがあるんじゃないか、と思っております。それで私は熟達した職員の方が何人おられるかわかりませんが、今回のコロナウイルス対策について様々な支援がありますけども、それを熟知した職員をそこに充てるということが大事だと思いますし、それから相談窓口の複数配置、これも必要じゃないかと思っております。で今、頓原には福祉事務所があります、ですからここはこれでいいんです。

で、来島には社会福祉協議会の事務所があります。ですからここできちんと町が行うべき支援についても熟知してもらえれば、そこで対応が出来ます。あとは本庁舎と志々をどうするか、支所はありますけどね、職員は配置されておられませんので、なかなか難しいかもしれませんが、是非とも複数の相談窓口を設置していただきたい。

私はそれをちゃんとやるのが、やっぱり町民の福祉に対する期待に応えるということに繋がると思っておりますので、是非ともお願いしたいと思っておりますが、複数窓口についていかがでしょう。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

ご提案いただきました。趣旨というのは、しっかりと聞かせていただきました。それですね、物理的な問題もあるわけでございまして、実は今、飯南町役場組織について機構組織の今見直しをかけております。で、こうした中でですね今ご提言いただきましたことにつきましては、一つの課題といたしまして、その中でまた検討をする、ということにさせていただきたいと思っております。あの加えて言えば、正に検討するんですけども、人というのは限られておりますから、やはりどういう形で相談機能をそれぞれのところに持たせるのか、そうした形というのになるのかなあと今、私は思っていますが、いずれに致しましても、そうしたことを含めてですね、よりよい組織、相談場所が出来るように努力をしたいと思っております。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

組織改革の中で、なんか見直す格好ということで了解しましたけども、是非とも町内4ヶ所ぐらいはですね、そういう職員がおってもいいじゃないかな、と思っておりますので、私も期待して待っております。

この質問、最後にですね、だんだんこれから寒くなってきますと、今度はインフルエンザの流行が始まる可能性があります。で、このことはもうマスコミでもずっと取り上げてますけども、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は、症状が非常によく似ておりまして、見分けるのが難しいと言われております。

併せてですね、10月以降は新型コロナウイルスに感染したと疑われる人が受診する際の相談先について、かかりつけ医など身近な医療機関が担う、こういう新たな医療体制が公表されております。

新体制では、検査ができる診療所などを「診療・検査医療機関」これも仮称ですけども、こういうことにして自治体が指定するということになっています。飯南病院はこの「診療・検査医療機関」に指定されるかどうか、まずこれをお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） ここで暫時休憩といたします。

午前9時55分休憩

午前9時55分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碓 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碓町長。

○町長（山碓 英樹） はい、番外。

只今の件につきましては、今、県のほうで検討がされておるということで、今方向付けがされているのではございません。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

まだ未知数というご答弁でした。もし、指定されるとなると病院、大変なことになると思いますけども、どうなるかわかりませんが、まあ住んでいる者からすればですね、なんか疑いがある時に出来るだけ近くの病院に、ということで飯南病院のほうがいいなという人が、かなり多いんじゃないかな、と思っておりますけども、それは県が指定す

るみたいですから、わかりません。で、私はこの間から東京が段々減ってきている中で、ずっと小池知事の発言を見てきましたけども、今年の冬に向けて新型コロナウイルスとインフルエンザの感染症が、同時に広がって医療体制がひっ迫する、これを防ぐために高齢者にインフルエンザの予防接種を無料で受けてもらう、その費用を、ちょっと太いですけども総額 3,400 億円ということですから、補正予算をまとめております。で、飯南病院の負担軽減、これはもし発熱外来が（聞き取り不能）ってしまえばインフルエンザに行くんですね。熱出たら、そこに行かないといけません。（聞き取り不能）になりますけども、何とかしてその負担を低くするためにも、インフルエンザの流行抑止、これは非常に重要な問題じゃないかと思っております。で、全くインフルエンザが発生しないということはまず無理だと思いますけども、私は全ての町民に予防接種を呼びかける、そしてやってもらう、このことで大幅に抑えることが出来るんじゃないかと思っております。そこで提案したいのはですね、全町民を対象に無償でのワクチン接種、これを提案したいと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい、番外。

お答えをいたします。インフルエンザの対応についてということでございますけども、只今議員述べられましたように、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ、罹患した際の症状が酷似しておりまして、症状だけの鑑別は、識別は難しいと聞いております。また、新型コロナウイルスへの対応が続く中での、インフルエンザ流行期の患者増加に対応するために、発熱などをした際の医療機関へのかかり方については、これまでの「帰国者・接触者相談センター」への相談から、まずは「かかりつけ医」に相談するようといった、対応の転換を厚生労働省から発せられました。議員のおっしゃいました通りでございます。

ただ、これら今後の医療提供体制につきましては、先ほどの件もございましたけども、現在、島根県や保健所の方でも検討をされているところでございますので、具体的な対応方法などが示されましたら、本町、飯南病院などでの対応を検討いたしまして住民の皆様方にお知らせをしたいというふうに考えております。

その中で、インフルエンザ予防への対応で、ワクチンの無償接種ということでございますけども、また重なりますけどもインフルエンザによる発熱等で病院を受診される方があった場合は、先ほどの通り、新型コロナウイルス感染症と酷似していることから、新型コロナウイルスへの感染を疑った対応をとることとなるため、これを受け入れる病院といたしましては、いわゆる飯南病院といたしましては、大変な負担になってくるというふうに考えております。議員の言われる通りでございます。

このことから、インフルエンザによる受診を少しでも抑えるために、インフルエンザ

ワクチンの予防接種をより多くの方に実施をいただくということは、議員同様、私も大変有効であるというふうに考えております。

そうした中で、先日の厚生労働省からの発表では、2020 から 2021 シーズンに、いわゆる今年の冬ということになりますけども、供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は約 3,178 万本ということだそうでございます、昨年度から約 7 パーセント増加している、とありました。増加はしておりますが、これは、いわゆる成人への接種量といたしまして 6,356 万回分、6,356 万人分ということのようでございます、そうしますと日本全人口の半数程度の数字ということになるわけでございます。

このことからいたしますと、全ての方にインフルエンザワクチンの予防接種を受けていただくことは難しいんじゃないかなあ、と思うところでございます、本町におきましても後ほどこれまでの実績をご報告申し上げますが、いわゆる病院のほうで努力をさせていただいておりますですね、約 3,000 人分のワクチンの確保に努めていただいております。

こういうことで言い換えればですね、そうした限られておりますから、予防接種が必要な方には確実に予防接種を受けていただくことが重要であるというふうに考えるところでございます。この考え方は、これまでもですね同様の考え方で、予防接種事業に取り組んでおるということでございます。

これに加えまして、新型コロナウイルスへの対応というのを考えますと、先ほどの厚生労働省の発表に準じまして、まずは予防接種法に基づく定期接種対象者いわゆる 65 歳以上の高齢者の皆さん、その 65 歳以上というのは全部 65 歳以上の方にするのかというのは現実的にはあれだと思いますけども。そして 2 番目に医療従事者、65 歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦さん、乳幼児から小学校低学年、これ 2 年生ということになっておりますけども、これへの対応をしっかりと行っていかなければならないというふうに考えるところでございます。

今これまでの本町のですね、インフルエンザ予防接種の実績でございますが、これ町が行いますインフルエンザ予防接種助成事業から見ますと、平成 30 年度は 65 歳以上の方は 1,439 人、66%です。小学校の 6 年生以下は 250 人で、これは 60%です。その他の方が 760 人でございまして、町全体では 2,448 人、50%の方が接種を受けておられます。令和元年度でございますけども 65 歳以上の方が 1,519 人、71%、小学校 6 年生以下が 232 人で 59%、その他が 829 人でございまして、町全体では 2,580 人、54%の方が受けておられるわけでございます。

また、接種への助成につきましては、概ね対象者が 65 歳以上であるか 60 歳から 64 歳までの特定疾患をお持ちの方に助成をしております、他市町では概ね対象者が 65 歳以上であるか 60 歳から 64 歳までの特定疾患をお持ちの方に助成をしております、美郷町、邑南町は 18 歳以下を無料としておられます。川本町につきましては、この 9 月定例会で全住民を無料とするように提案されているということのようでございますけども、

県内をみましても、全住民に助成を致しておりますのは隠岐の島町と本町、飯南町だけでございまして、そうしたことで充実した助成をさせていただいているというふうに考えておるわけでございます。

議員から、全ての方について無償とのご提案でございますけれども、今のようなコロナ禍といった特殊な状況はあるわけでございますけれども、このように本町におきましては、充実した助成を行っていること、そして先ほど言いましたように予防接種が必要な方を優先して接種をしていただくということでの助成金の体系もですね、そうした体系をとっておるわけでございます。

また繰り返しになりますけれども、これは決して不安感をあおるわけではございませんが、先ほども申しましたようにワクチンそのものの数量が限られているという状況から致しますと、これまで同様の接種方法としてまいりたい、先ほど言いましたような必要な方に必要なワクチン接種ができるような仕組みにしていきたいというふうに考えるところでございまして、いわゆる全ての方に無償ということについては、私は否定的な考え方を持っておるわけでございます。今のような状況からですね。

まあ、こうしたことでございまして、ワクチンについてですけれども、ただやはり基本的に住民の皆様におかれましても、いわゆる手洗い・うがい・マスク着用など基本的な感染対策を徹底をしていただきまして、お休みをしっかりととっていただく、健康的な生活習慣を心掛けていただく、これがまず第1番でございますので、そのようにお願いもさせていただきます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

はい、答弁いただきました。インフルエンザ接種については、全町民を対象にはしているけれども、無償化にはしない、ということではございました。なんか今数字を挙げられましたけれども、確保が3千いくらと言われましたよね、そいで今2千何人かが受ける人だということだったんですけども、結局余るんでしょ。余らないですか。

私はやっぱり病院で余ったりすると、これはもったいない話ですから、何時でも全町民が受けれるようなそういう、どう言いますかね呼びかけとかは、きちんとしていただきたいと思います。

おそらく全町民の中で飯南病院で受けられる人というのは、一番多いと思いますよ。しかし町外の医療機関でやってもらったりという人もありますので、そういう人を含めて、できたら町からの助成はないけれども全ての人に受けてよという話は通していただきたい、と思って今聞いておりました。受けてもらうということを前提にですね、助成はしないんですけども、ちゃんと受けてよというアピールはですね、やっぱりしていただきたいな、と思っております。これ答弁は結構です。次の質問に移ります。

これまで2回質問してると思います。3回目になると思います。学校給食無償化の間

題であります。

今年の7月17日、厚生労働省が2019年国民生活基礎調査を公表しております。その中で17歳以下の子供の貧困率が13.5パーセントと記載してあります。この前、3年前ですけれども、この前よりも0.4ポイント改善しています。が、約7人に1人の子どもが貧困状態にあります。世帯主が18歳以上で65歳未満の子どもがいる現役世帯の子どもの貧困率は12.6%です。このうちで、大人が1人のひとり親世帯では48.1%であります。前回は、50.8%でしたので2.7パーセント改善しています。が、依然としておよそ半数が貧困状態であります。大人2人以上の世帯は、前回と同じ10.7%でありました。

2012年に親1人・子1人の世帯で約173万円が貧困ラインとされていきました。

この金額では生活に余裕はなくて、最低限の衣食住で精一杯であります。衣食住をまかなうのにギリギリで、学習塾に通ったり、ちょっと旅行に行こうか、そういう社会の中では普通とされるそういう機会がなかなか得られない、そういう状態のことを「相対的貧困」と呼ぶそうであります。この相対的貧困というのは、非常に見えづらいというんですよね。着ているものや持ち物は普通の家庭とほぼ同じに見えるそうです。

生活の厳しさを周囲に伝えることをはばかる、そういう家庭も多いと思います。結果として周囲からは貧困家庭に見えない、ということも多いわけで、その背景の一つに、ひとり親世帯、ひとり親家庭の置かれている厳しい経済状況があると思います。先ほど2人以上いる家庭とひとり家庭の、ひとり親家庭の貧困率10.7と48.1と申しましたけれども、ですからひとり親家庭は5倍の貧困世帯がある、ということであります。私はこれに触れてですね、一生懸命に働いておるのに貧困から抜け出せない、いわゆる「ワーキングプア」に陥っていると考えております。

諸外国のほとんどでは、仕事をしているひとり親家庭の貧困率は10ないし25パーセント程度といわれておりますから、海外と比較しても、日本のひとり親家庭は厳しい状況であります。生まれた家庭の経済格差は教育格差を生みだし、それが子どもの将来の所得格差につながっていきます。こうして貧困の連鎖と呼ばれるものが続くわけでありませぬ。

日本財団がちょっと古く平成27年の調査ですけれども、低所得の世帯で育った子どもは教育を受ける機会が少なくなってしまうということが明らかになっております。これが意味することは、世帯収入は学力と非常に高い相関関係にあって、学力の差は学歴の差として現れるということだと思っています。例えば、大学等の進学率、全世帯の平均が73.3パーセントだそうです。ひとり親家庭については41.6パーセント。大きな差があるわけです。

進学率が下がると、非正規雇用や就業できない人の増加につながります。すなわち、その人達が働いて稼いだお金から税金や社会保険料を納める金額が減っていくのと同時に、生活保護などの公的支出が増えていくことを意味しています。

この損失と公的支出の金額について、日本財団は推計値を発表しております、子ども

の貧困を放置すると、将来の所得の損失は総額で 42 兆 9000 億円、財政収入の損失は 15 兆 9000 億円に達する、としています。この損失については、日本国民全体が分かち合うということになります。子どもの貧困がもたらす社会的損失の影響は非常に大きくて、貧困が連鎖することによって、継続的に私たち一人ひとりに重くのしかかってくるという社会問題であります。決して他人事ではないのです。

経済的に厳しい状況にある人たちに支援を届けることで、社会全体の将来の損失を減らすことができます。同時に、貧困の連鎖を断ち切ることもできます。1 時間 17 分 15 秒今回改めて、小中学校の給食費の無償化について提案するわけですがけれども、私は、貧困の連鎖を断ち切る政策の一環として、学校給食費等の無償化を積極的に進めることが重要であると考えております。

また少子化対策としても有効で、「子育てするなら飯南町」、こういうふうに言わしめることもできると考えております。

改めて学校給食の無償化を訴え、町長並びに教育長のご意見を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。

小中学校の学校給食費の無償化についてご質問、またご提案をいただきました。

議員からご指摘ございましたとおり、貧困の連鎖を無くし、子供の将来が生まれた環境に左右されることの無い社会、飯南町として行かなくてはなりません。

こうした生活困窮者の方などにしっかりと目を向け、一人一人を大切にしていこうと、そのために、住民の一番身近なこの飯南町に「福祉事務所」を置こうと、新町誕生にあたりましては、県内の町村では一番早く、そしてまた全国でも数えるほどであったと思いますけれども、記憶していますけれども、県からこの権限移譲を受けまして飯南町誕生と同時に「福祉事務所」を設置をしたところでございます。

以来、慣れない仕事でございましたけれども、職員一生懸命に務めて参っておるところでございます。

そうした時に、「小中学校の学校給食費の無償化」とのことですけれども、平成 29 年 12 月議会において、またそれ以前に 28 年でしたが同様のご質問をいただきました。29 年の答弁におきましては「国の施策の実施状況も見極めつつ、引き続き今後の検討課題とさせていただきたい」との答弁をいたしておりました。

その後、国におきましては、この給食無償化ということについての具体的な動きは無いところではございます、そうしたところから「第 2 次総合振興計画の後期計画」の策定にあたりまして、議論をしたところでございます。

その議論におきましては、この「無償化」につきましては、議員からもございましたけれども、「少子化対策・定住対策」からの視点で「子育てしやすい環境づくり」として

捉えたところでございます。

それで、今、生活困窮者、貧困ということのですね、少し、定義、定義というのもあるんですけど、そここのところのやはり差がある、今回こうして差があるというふうに捉えませんが、今のような子育てしやすい環境づくりということで捉えたものですね、あ、あして、今言いましたように福祉事務所を設置して以来ですね、その本町の生活保護世帯の皆さま方のすべてについては、町で責任を持ってやってまいっておりますけども、合併した当初からこの生活保護世帯というのは、だいたい 20 世帯のところの前後ということでございまして、今現在 15 世帯でございます。

その世帯のですね、家族構成見てみますと単身世帯が主になっておりましてですね、2 人世帯もまれにあるということでございますけども、いわゆる児童生徒のおられる世帯というのは、これは無いというところから、今の子育て環境という視点で、総合振興計画議論したというわけでございます。

この「子育てしやすい環境づくり」ということからの経済的支援として、この課題といたしましたのは、ほかにですね、この給食の無償化、ほかに「子供医療費の無償化」いわゆるこれ議員から（聞き取り不能）ますけども、いわゆる新たに高校生までの無償化ということもあるわけでございますし、また、「高校生以上を対象とした奨学金制度の拡充」ということも、今、課題としておるわけでございます。

こうしたことございまして、この 2 項目を含め、ご提案の「小中学校の学校給食費の無償化」ということにつきましては、総合振興計画においてですね、今期の検討事項として今、位置付けておるわけございまして、今期と言いましても、計画期間の 5 年をかけてということではもちろんございませんが、事業の必要性、継続性などにつきまして、また更に検討を深めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

（聞き取り不能）児童生徒の、今、貧困からの無償化ということの考え方につきましては、教育長から答弁をいたします。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

おはようございます。3 番議員より、子どもの貧困問題解決の一助としての給食費の無償化について、ご提案をいただきました。

近年、全国的には子どもの貧困が問題になってきており、貧困を放置することや貧困の連鎖は、あってはならないことであると考えております。

本町の子ども支援については、学校はもちろん、保健福祉課や福祉事務所、民生児童委員会、社会福祉協議会などとも連携しながら、各世帯の状況把握にも努めており、議員の言われるような子どもの貧困が放置されている状況ではないものと考えております。

また、経済的に支援が必要な世帯については、就学援助制度について個別に周知し、教育活動に係る費用については一定の支援ができており、給食費については全額補助を

行っております。今年度は、ああして新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、就学援助制度について5月に再度周知を行い、1世帯の追加認定も行ったところでございます。

本町においては、子どもの医療費の無償化に加え、修学旅行や宿泊研修などの費用に対する助成も全児童生徒を対象に実施しており、学校教育活動の中で必要な支援は行ってきたと考えております。

このような状況であることから、町長も申し上げましたが、総合振興計画を進めていく中で、事業の必要性、継続性などを今後検討してまいります。以上でございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君

○3番（伊藤 好晴） はい。

答弁いただきましたが、私、教育長がああいう答弁されると思ってもみなかったんですけども、子どもに対する見解というのが私と全く違います。このことについては、また、次の機会にですね、議論をしたいと思えます。

しつこいようですが、もう少し言わせてください。

文部科学省の方針はですね、全国で学校給食をもっと進めろという方針なわけです。直感的に私、思いますのは、そこまで言うんだったら、文部科学省の力でね、給食費無償にするから全国でやれよと言ってほしいわけです。だけどそれはやらない。で、農家と自治体が責任持ってやらなきゃいけなくなってくる。全国で給食費の無償化しているの4.4%ぐらいの自治体です。が、行っています。中には小学生だけとか、中学生だけとか、少中両方やるとか、いろいろありますけども、4.4%だと思っておりますが、それほどの自治体が無償化を入れております。

ちょっともう少し言いますと、文科省のこれ調査なんですけども、子ども一人あたりの年間にかかる費用。学校外の活動を含めて、公立学校の小学生が33万4,134円。中学生が47万1,752円というふうにしております。

その中でですね、本町の給食費、小学校は、小学生がおよそ5万円ほど、中学生で6万円ほどというふう聞いております。

ですから、その学校にかかる費用の中でも大きな支出だと思っております。これが、いわゆる子どもが増えていくと、ここんとこどんどん増えますよね。そうすると、もっと子どもが欲しいけどなと思っても、あきらめる。そういう風潮も出るわけでありまして。ですから、少子化対策としても非常に役立つ。これは、町長もその方向で検討していかんだってこと言われましたのでいいんですけども、この前もちょっと言いましたけども、憲法の26条に「義務教育は無償が原則」とうたわれておるんです。

学校給食は、国が出した食育推進基本計画で、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるようにするというふうにして、食育でもありません。このことから学校給食は子どもたちの発育と発達にとって欠かすことのできない

教育の重要な要素であると考えています。そこでも、文科省そこまで言うんだったら、ちゃんと文科省で無償化やれよというふうに私思うんですけども、なかなかそういつてないわけですよ。

学校給食の無償化っていうのは、単に保護者の経済的負担を軽減するだけではなくて、子育てと未来ある子どもたちを支援して、子どもの学ぶ権利を保障するためにもとても重要だと思っています。

先ほど、町長申されました「第2次飯南町総合振興計画の後期基本計画」。この中で基本政策の2-1で、給食費の無料化は主な取り組みに取り上げてあります。これは、今年の9月までですが。この後期計画。いんやですかいね。もっと長いんですかね。6年まで。

それで私、しつこく言いますのはね、私、町長在任中に何回も質問してきてます。そういう中で、町長は本定例会の冒頭で今限りで退任するんだということを表明されました。私としてはですね、できたら在任中にこの可能性をとことん追求してもらってですね、この問題について結果をお出ししたい、そうお出しいただきたい、こういう立場から今回あえて、また質問しておるわけでございます。そこらへんについてももう1回答弁をもらって質問を終わりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） 番外。

再質問をいただきました。議員、ご指摘のとおり数回にわたってですね、この問題については、こうしてご指摘あるいはご提案をいただいてきたわけでございます。先ほども申し上げましたように、数年前に国もですね子育てをしっかりとやるということでおったわけですけども、先ほど申し上げました国として何らの対応も示されなかった。そうした中で飯南町総合振興計画策定にあたって、いろいろ議論をして今そうした考え方もって計画に載せとるわけでございます。

私の退任を前にしてですね、私としてのということでございますけども、これ本当に横着な言い方です、本当は学校給食の趣旨からすれば、議員おっしゃいますような様々なことからすればですね、そうした形で町が行うということが一つの考え方であると思っておりますけども、ことこれは継続をしていくという思想がある中で、確か今は1,500万、食材費がですね、これ1,500万、これを保護者の方に負担してもらっているのかいね。少し前は2,400万でした。こうした財源の確保ということでもって、継続をしていくということもございまして。そのことを含めるなかで、実はこの総合振興計画の策定にあたりましては、これまで申し上げましたように、今期でもって退任するということは、もう今期就任させていただいた時から一つの私の心の中にあったわけございまして、そういう中で今の総合振興計画へ検討するということが盛り込まれなかった、という

ころについてですね是非とも今期のうちにといい、方向を出せということをおっしゃっていただきましたが、そこを陳謝、察していただきたいというふうに思うところでございます。

○3番（伊藤 好晴） 終わります。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、10時45分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） はい、8番。

おはようございます。8番議員の高橋でございます。

ただ今議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問でございますが、私の発言は短くし、町長には十分に答弁をお願いしたいと思います。

さて、議会初日に町長から「行政報告」が行われました。そして、その最後の部分において町長は、来年1月に行われる町長選挙には出馬せず、今任期をもって退任する考えである、と表明された訳です。その表明が、「行政報告」の中で、という事もあったためでしょうか、町長選挙不出馬・今期での退任という理由につきましても、今期の就任にあたり考えていた。「新町建設計画」での「生命地域」としての、一定のまちづくりが達成できた、次の段階の「生命地域・飯南町創造」に向け、確たる土台ができた、赤来町時代を含め、町長5期20年の区切りとする、などの4点に触れておられるだけでありました。

なお、今回表明されました「次期町長選不出馬」という事につきましては、今定例会開会を待たずして、新聞のスクープ報道がありましたので、私をはじめ、町民の皆さん、すでに知るところではありました。

しかしながら私としては、この本会議場で、直接、町長自らの言葉で「次期町長選挙には出馬せず、今期を以って退任する」と改めてお聞きした時には、ひとしお感慨深いものがありましたし、今年に入ってからコロナ禍の影響により、思うように進まなか

った行政に対する無念な思いも、十分に伝わって参りました。

山碓町政4期16年の総括、及び総評につきましては、来年1月の任期満了まで数か月ございますので、町長最後の定例会となります12月議会定例会において、改めて質問をしたいと思っております。

さて、今回の「不出馬表明」については、町民の皆さんも大変関心をもっておられると思っております。今期で退任という思いに至った経緯と伺いますか、その背景、そして心情など、「行政報告」の中では町民の皆さんにお伝えできなかったことがあれば、もう少し詳細にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碓 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碓町長。

○町長（山碓 英樹） はい、番外。

8番議員からご質問いただきました。

ご質問いただきましたように、私は、今任期をもって退任をさせていただきたく旨、表明をさせていただきました。この考えに至った経緯、心情などについてご質問いただいたわけでございます。

私は、平成17年1月、初代飯南町長に就任させていただいて以来、これまで4期16年にわたり、飯南町発展のため全力で取り組んでまいりました。この間、議員各位をはじめ、多くの町民のみなさま方に力強いご支援、ご協力をいただきましたことを、改めて心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、ご質問でございますけれども、十分にということもいただきました。また12月にああして、また質問をいただく旨の、今言葉をいただきましたけれども、全体総括につきましては12月におかせていただきまして、今回をもって区切りとする理由、申し上げますけれども、これ2つ、大きく2つあります。

1つは、これおこがましいことではございますけれども、飯南町のまちづくりの継続性の上から、そして2つには私個人の事情からでございます。

言うまでもなく、飯南町のまちづくりの基本を成すのは「総合振興計画」でございます。新町、飯南町誕生にあたりましては、旧2町で構成をした合併協議会によりまして、「新町建設計画」を策定し、これを基にして平成18年度から平成27年度までの10年間を期間とした最初の「総合振興計画」を策定し、実施をしてまいりました。

そして、平成28年度から令和6年度までを期間といたしました第2次総合振興計画を策定し、本年度、後期計画の5年間の初年度がスタートしたわけでございます。

そして、この後期計画の実施期間中に、令和7年度から始まります次期第3次総合振興計画を策定をするという流れになってまいります。これ通常の場合でございますけれども、飯南町も10年10年の基本構想、そして基本計画を定めてまいっておるということでございます。おそらくそういう流れになるだろうというふうに思っておりますけれども、

そういうことからして、まちづくりの継続性ということから考えてみますと、いわゆるこの5年間の後期計画を取り組みながら、次の3次計画に向けての計画を策定をすると、そして、令和7年実施に移していくという流れになるわけでございまして、そのことを考えますと、同一のリーダーの方が策定から後期計画を実施をしていただく。

その中で、更にいろんな課題も整理をしながら3次の計画を策定し、それを実施に移していく。この流れがですね、私は、最良の流れであるというふうに、もちろん私の個人的事情のことも含めて、今20年ということも含めてですけども、こうした最良の流れがあります。こういう流れが大いに次の飯南町まちづくりに資するものだというふうに考えるところでございます。

また、これまでのまちづくりに取り組んだ中で、「生命地域」として一定のまちづくりが達成でき、次なる段階の「生命地域・飯南町創造」に向けた確たる土台を築くことができたと申し上げておるわけでございまして、これもまちづくりが達成でき、確たる土台築くことができたと言い切るのも、ちょっと、私としてどうかと思いますが、私精いっぱい取り組む中で、こうした状況にあるというふうに思うわけでございまして、そういうふうに言わせていただいたわけでございますけども、そのことにつきましてですけども、大まかに申し上げます。

「新町建設計画」で、「飯南町は生命地域」を理念として、まちづくりを進めることにいたしました。新町を誕生させました。この「生命地域」という理念のもとに住民のみなさん方の、ほんとに深いご理解、ご協力をいただきました。もちろん議会のみなさま方のご指導、ご支援、ご協力はもちろんでございますけども、私といたしましても当初の町政運営にあたっては、旧2町の融和を最優先課題として取り組みまして、おかげで早くに新町としての一体感が醸成をできて、今日に至る、今日の飯南町を築くことができたというふうに思っております。

また、まだまだ情報発信が足りないというご指摘、ご意見をいただいておりますけども、飯南町は、町外の方が言われます。「なにかホッとするとか、あるいは、これは農家のみなさん方の自負もありますけども、「飯南町の米、野菜などとれるものがほんとに美味しい」また「自然豊か」などの声をいただく中で「子育て世代が住みたい田舎」日本一などのまちづくりに対する大きな評価もいただけるようになりました。

飯南高校におきましても、この「生命地域」この理念としております生命地域を、「生命地域学」として、このまさにこのまちづくりの理念を公立高校の科目に取り入れられているわけでございますけども、私たちは当たり前のように捉えております。飯南高校生命地域学。実はこれはほんとにすばらしいことだと、すごいことだというふうにも思うところでございます。

また、ああして大しめ縄創作館という拠点を構えて、日本一の大しめ縄のまち飯南町というのを全国に認知が広がっておるということでございまして、これらほんの一部でございますけども、こうした飯南町の「顔」というものがですね、ある程度のものを作

り上げていることができているのではないかというふうに思います。

一方、新町は町民の皆さん方の生活に直接関係する事柄について、様々な大きな課題を抱えての船出でございました。その大きなものの一つ、これは財政危機でございました。

この財政再建にあたりましては、町民の皆さま、それぞれの痛みを伴うご協力をいただきました。当時、議員各位にも率先してご協力をいただいたわけでございますけれども、そうした取り組みによりまして、当初あった起債残高、もちろん借金でございますけれども、約 215 億円を、現在約 153 億円ということで、約 62 億円減少させることができた。基金は、これ町の貯金でございますが、当初は 24 億円あったわけでございますけれども、この新町建設計画では、この財政基金を取り崩しての財政運営を余儀なくされるという状況、そうした財政計画になっておたわけでございますけれども、現在では 37 億円の積み立てができておまして、逆にこの間 13 億円の積み増しもできておるといってございます。

しかし、今回、監査委員さんから、「今後慎重な財政運営努めるように」とのご意見もいただいているところでございまして、一層健全な財政運営に努めなければならない状況というのは変わりはあるのではございませんが、一時のそうした危機的な状況は回避をできまして、一定の財政運営ができるようになっております。

また、「医療と教育の無いところに定住は無い」との思いで、町民のみなさんと、その振興に努めてまいりました。

飯南病院は、一時は診療所化も検討しなくてはならない状況にございましたが、医師の皆さまをはじめ、関係の皆さんのお力をいただきまして、今や町民の大きな信頼を得る病院として、飯南町を支えていただいております。

また、これは、医療ということで関連して、福祉ということになりまして、この高齢化が進む中での高齢者福祉の施設につきまして、これは事業所の皆さん方の大変なご尽力をいただいております、近隣に比べ、大変恵まれた環境にあるわけでございますけれども、そうした福祉施設についても整ってまいっております。

また、飯南高校は、生徒数の減少により存続が危ぶまれる時期もございましたが、町長部局に高校担当職員を置くなど、飯南町を挙げての取り組みによりまして、今や県下でもトップクラスの魅力ある高校として成長しております。

そして、また町の中心を成す農業でございますけれども、ああして園芸、畜産の分野におきましては、若者をはじめといたしまして、こうした新しい取り組む姿が多く見られるようになっております。

また、今後の本格的な ICT 社会を迎えるにあたりまして、時間はかかりましたけれども、ああして光ケーブルの全町敷設も終わることができました。もちろん、まだ足らざる部分はあるわけでもございましたけれども、こうした様々な視点から捉えた時のまちづくり、形成をする上での、こうした様々なことにつきまして、一定の土台は整えることができ

たというふうに思っておるところでございます。

今後、この土台に立って、現在総合振興計画の副題を「飯南町農村価値創生」としておりますけども、これは、旧2町、そしてまたこの飯南町として培ってきた「生命地域・飯南町」の有形、無形の資源を、後期計画におきましても、もう一度価値あるものとして見直し、生かし、いわゆる「創生」ということでございますけども、創生いたしまして、次の第3次総合振興計画に繋げ、いよいよその10年で「生命地域・飯南町」を作り上げる、確たるものとする。そういう意味で私は今回、「飯南町創造」という言葉使わせていただいておりますけども、ということで、こうしたさっきの（聞き取り不能）から申し上げますように、行政としてのまちづくり（聞き取り不能）流れ、あるいはもろもろの分野でのそうした一定の水準といいますか、土台作りができているということで、こうしたものをですね、そのしっかりととらまえていただきまして、次なる段階の飯南町建設を、次なる新たなリーダーにより力強く進めていただきたいと、そうした思いでございます。

また、私個人としての事情でございますが、私は今期が満了すれば、赤来町長時代を含め5期20年間町長として努めさせていただくこととなります。

この間、行政のトップといたしまして、住民の皆さま方の生命、財産を守り、飯南町の振興のために全力で努めさせていただきました。こう言っちゃあなんなんですけども、そのトップとしての緊張感、これほんとに大きなものがございまして、その緊張感というのが時間を重ねる中で惰性に流される、あるいは、そうした長年重ねたということで、慣れみたいなものになっては、これはいけないというふうに思うところございまして、そうしたところで私とすれば20年というのが、この区切りであるというふうに思うところでございます。

もちろん、このことは、山碕英樹、私個人の20年ということでございまして、その7期、8期と、ほんとにですね、お力を発揮しておられる首長の方はもちろん、あるわけでございますが、あくまでも私としてこの20年というのが、先ほど言いましたような一つの区切りであるというふうに思うところでございます。

一生懸命答弁させてちょっと（聞き取り不能）になりました。

次のご質問いただいておりますかいいね。まだですね。はい。では今の退任にあたっての私の心情というところでございます。

○8番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質問を許します。

○8番（高橋 英次） 8番。

お話を伺いますと、いかに町長職というのが重責であるか、責任が重いかということをお話を伺いいたしました。

また、その中で次のリーダーに任せるということもございましたが、そのリーダーについて次の質問に移らせていただきます。

「山碓町長次期町長選不出馬」の新聞報道に相前後しまして、安倍総理大臣の突然の辞意表明がありました。また先には、雲南市におきましても、現市長の次期市長選不出馬の表明もありました。

話が少しそれますことをお許し願いたいのですが、スポーツ界におきましても、今までそれぞれに大変活躍をされ、名を轟かした数々の選手の皆さんが、今年での引退を表明されました。

相撲界では、大関まで勤め上げた豪栄道関、ボクシングでは、元世界3階級王者の八重樫選手、また海外でも活躍されましたサッカーの内田選手、そして高松ペアで有名なバドミントンの高橋選手、また何よりも私の印象に残っておりますのが、「火の玉ストレート」と呼ばれる球を武器に活躍をし、私達阪神ファンを楽しませていただきました藤川球児選手の今期での引退表明でありました。

話がそれましたが、「いかなる世界においても、どんなに活躍し続けても、いつかは幕を下ろさなければならない時が来る」という事をつくづく感じた次第であります。

しかし、その反面「今度は俺たちが、私達がその後を引き継がなければならない。次を目指すんだ」と頑張る人たちが出てきてくれます。また、そうならなければならないと思っています。

この飯南町におきましても、町政を引き継ぎ、今後のかじ取りをする人、次のリーダーを選ばなければなりません。

そこで、飯南町長として4期16年を務め、次にバトンを渡すにあたり、次期町長にはどのようなリーダー像を描いておられるのかお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碓 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碓町長。

○町長（山碓 英樹） はい、番外。

次なるリーダー像ということのご質問でございますけども、まず、もちろんのことでございますし、それから一番大事なこと望まれることと思っておりますけども、やはりこの飯南町ですね、本当に愛する、そして住民のみなさん方一人一人をですね大切にす、そうしたリーダーがまず望まれる、そうならなくてはならないと、いうふうに思います。

そして、先ほど申しあげましたように、私たちの飯南町は「生命地域」を理念として誕生いたしましたして、以来、1次、2次にわたる総合振興計画を具現化をし、16年をわたって現在、この飯南町を築いてきておるわけでございます。

この「生命地域」という理念は、時代が変わりましても、将来に向けて、この飯南町ほんとに大切な理念だろうというふうに思うところでございまして、その行政施策においては、その新しい時代に即応した新たな視点、切り口でもって、その施策を練り直す、もちろんそれは必要でございますし、そうでなくてはならないと思っておりますけども、やはり、この飯南町がこれまで築いてきたまちづくりの本質、そのことをしっかりと理解で

きる人が私は望ましいというふうに思うところでございます。

そうしたことで、私は次のリーダー像というのを描くわけでございますけども、私の責務といたしましても、町民の皆さんとともにですね、しかるべき次なるリーダーを選んで行かなくてはならないというふうに思うところでございます。

○8番（高橋 英次） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで、9月8日の本会議の際に、提案理由説明における議案第62号選挙運動用ビラの関係で3番議員の質問につきまして、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

暫時休憩します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） 番外。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和2年9月8日の提案理由説明における議案第62号に対する3番伊藤議員の質疑について、次のとおり説明させていただきます。

1点目は、選挙運動用ビラ、これはどのようなものかということでございました。公職選挙法の改正によりまして、今回から町議会議員選挙においても選挙運動用のビラが解禁されたものでございます。

ビラについては2種類以内で、枚数は町長選挙の場合は5,000枚、町議会議員選挙の場合は1,600枚に限定されています。

ビラの規格については、A4版を超えてはならないとされております。また、内容ですが、記載内容、色に制限はなく、個人演説会の告知や政見の宣伝、直接投票依頼の文言等も記載が可能です。ただし、虚偽事項や利害誘導の罰則に触れるようなことは記載が不可とされています。

2点目です。選挙運動用ビラのチェックあるいは手続きといったことについてでございますが、選挙管理委員会に届け出が必要となります。頒布責任者の氏名等が記載されていなければならないということにされております。

また、選挙管理委員会の交付する証紙をはらなければならない。

また、頒布する方法については、制限がございまして、新聞折り込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説会の場所における頒布に限られるということにされております。

質疑に対しての説明でございました。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上、説明がありましたが、これに対する質疑はありませんか。よろしいですか。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会します。

なお、12日13日は休会とし、14日から17日まで各常任委員会、17日午後1時から予算特別委員会とし、本議会の再開は18日午前9時といたします。

ご苦労様でございました。

午前 11 時 15 分散会
